東海市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年５月２６日

東海市長　花　田　勝　重

東海市規則第２１号

東海市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

東海市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則（平成１８年東海市規則第６３号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「８１，２９０円」を「８５，４９０円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「４０，６００円」を「４２，７００円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。